

令和6(2024)年度渡良瀬遊水地ドローンによるイノシシ生息状況調査業務委託 仕様書

1 適用範囲

本書は、渡良瀬遊水地連携捕獲協議会（以下「甲」という。）が発注するイノシシ生息状況調査業務を受注するもの（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

2 目的

茨城県、栃木県、群馬県及び埼玉県との4県境にまたがる渡良瀬遊水地は、約3,300haの日本最大級の遊水地であるが、近年、イノシシの生息が確認されており、周辺市町への出没や農業被害が発生するなどの影響が出ている。このため、イノシシの生息状況調査を実施し、捕獲等の対策に取り組む上での基礎資料とする。

3 履行場所（別添区域図のとおり）

茨城県（古河市）

栃木県（栃木市、小山市、野木町）

群馬県（板倉町）

埼玉県（加須市）

4 履行期間

契約の日から令和7年3月29日まで

5 業務内容

（1）打合せ

初回、とりまとめの各段階において、1回ずつ行う。

（2）業務準備

調査工程表を作成し、甲に提出する。

調査飛行の実施手順や安全管理体制等を記載した調査飛行実施規程を作成し、甲の承認を受ける。なお、法令が定める飛行基準への適合及び観光客等に対する安全確保のため、飛行させるドローン1台につき3名以上で実施する体制を必須とする。

また、夜間飛行等業務の遂行に必要な許可申請を行う。

（3）調査区域

別添区域図のとおり（貯水池を除く実線部：29.4 km²）。

(4) ドローンを活用した生息数及び生息分布調査

事前準備

調査地において以下の点を確認し、安全に飛行させるための自立飛行ルートや高度、速度等を設定するとともに、調査が円滑に進められるよう、調査の実施に先立ち、調査実施区域を管理する国土交通省や各自治体等の関係機関、渡良瀬遊水地を利用している団体、警察署などに事前連絡を行う。

- ア) 飛行可能区域であること。
- イ) 障害物の有無や地形の状況
- ウ) テスト飛行による飛行経路

ヨシ焼き前の赤外線カメラによる空撮

事前準備で作成した自立飛行ルートに基づき、イノシシの生息状況を把握するため、1月から3月の間に赤外線カメラによる動画空撮を夜間に行う。

ヨシ焼き後の可視光カメラによる空撮

例年3月上旬に行われる、渡良瀬遊水地のヨシ焼き後の焼け残り部分を把握するため、ヨシ焼き後に可視光カメラによるオルソ画像を作成するための静止画空撮を日中に行う。

オルソ画像は飛行禁止区域や利用者等がいて飛行が危険と判断される地域を除き、原則調査対象地域全体を撮影するものとし、撮影に際しては対地高度150m程度からの撮影とする。

飛行高度は150m程度都市、調査地域全体を対象とする。

ヨシ焼き後の赤外線カメラによる空撮

ヨシ焼き後に、事前準備で作成した自立飛行ルートに基づき、イノシシの生息状況を把握するための赤外線カメラによる動画空撮を夜間に行う。

ヨシ焼き後のイノシシ出没状況確認

R5年度に実施したヨシ焼き後の調査でイノシシが集中的に確認された2箇所（思川左岸：エリアA6～7、第2調整池：麦畑）について、夕刻の出没箇所（ねぐら、休息場所）を特定するため、赤外線カメラを搭載したドローンを用いた定点観察調査を実施する。

解析・分析

飛行画像を解析し、イノシシの位置や生息数等に関する分析を行うとともに、効果的な捕獲に資する提案を行う。なお、捕獲に関する提案にあたっては、日中の空撮画像を用いて作成した渡良瀬遊水地のオルソ画像を活用し、ヨシ焼き前後におけるイノシシの分布動態及びヨシ焼き後のイノシシの出没状況についても触れること。

(5) 報告書作成

報告書には、飛行ルート、調査地におけるイノシシの生息数、生息分布図、画像データ、撮影個体の位置情報（緯度・経度）、天候データ、撮影日時及び効果的な捕獲に資する提案の内容を記載する。なお、ニホンジカが確認された場合でも、同様に記載する。

報告書作成に当たっては、発注者と十分に協議するものとする。

6 成果品

(1) 調査報告書 4部（簡易製本）

(2) 電子ファイル 4式（報告書オリジナルファイル、個体確認位置シェープファイル、調査結果エクセルデータ等を記録したDVD-R等）

7 その他

現場状況等により調査の継続が困難と判断された場合は、甲乙協議の上、調査を中断することもあり得る。この場合、委託料は、出来高による精算とする。

その他、この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

